（　　　　　　　　）における洪水（土砂災害）時等の　避難確保計画

１．計画の構成

<目次>

２．計画の目的

３．計画の適用範囲

４．防災体制

５．情報収集及び伝達

　　５－１情報収集

　　５－２情報伝達

６．避難誘導

　　６－１避難場所

　　６－２避難経路

　　６－３避難誘導方法

７．避難の確保を図るための施設の整備

８．防災教育及び訓練の実施

別紙１．緊急連絡網（平日用、夜間・休日用）

別紙２．施設利用者緊急連絡網

別紙３．避難経路図

別紙４．対応別避難誘導方法一覧

**２．計画の目的**

この計画は、水防法第１５条の３第１項（土砂災害防止法第8条の２）に基づくものであり、「　　　　　　　　　」の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**３．計画の適用範囲**

この計画は「　　　　　　　　」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

|  |
| --- |
| 人　　数 |
| 昼間・夜間 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| （昼間）約　　　　名 | （昼間）約　　　　名 | （休日）約　　　　名 | （休日）約　　　　名 |
| （夜間）約　　　　名 | （夜間）約　　　　名 |

**４．防災体制**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応職員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合■大雨・洪水注意報発表■　　川（　　　観測所）氾濫注意水位（　　.　　m）に達した時 | ■大雨・洪水・土砂災害予報等の情報収集 |  |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合■大雨・洪水警報発表■レベル３高齢者等避難の発令■　　川（　　　観測所）避難判断水位（　　.　　m）に達した時 | ■大雨・洪水・土砂災害予報等の情報収集■避難等に使用する資機材の準備■保護者等への連絡■各関係団体への事前協力依頼■要配慮者の避難誘導準備 |  |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合■レベル４避難指示の発令■　　川（　　観測所）氾濫危険水位（　　.　　m）に達した時■土砂災害警戒情報発表■レベル５緊急安全確保の発令 | 施設内全体の避難誘導 |  |

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

**５．情報収集及び伝達**

**５－１情報収集**

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）福岡管区気象台ＨＰ福岡県からの防災メール配信サービス（防災メール・まもるくん）http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp |
| 大雨・洪水・土砂災害予報、水位到達情報 | テレビ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）福岡県からの防災メール配信サービス（防災メール・まもるくん） |
| レベル3高齢者等避難、レベル4避難指示、レベル5緊急安全確保 | 防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）緊急速報メール、福岡県からの防災メール配信サービス（防災メール・まもるくん） |

※上記の方法以外にも、有効な方法があれば利用すること。

※各媒体から提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備え、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

**５－２情報伝達**

■別紙１「緊急連絡網（平日用・夜間休日用」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

■施設利用者を避難させる可能性がある場合には、別紙２「施設利用者緊急連絡網」に基づき、避難場所　　　　（　　　　市　　　　丁目）へ避難する旨を連絡する。

■施設利用者を避難させる場合には、うきは市市民協働推進課へ「これから避難を開始する」旨を連絡する。

■避難の完了後、うきは市市民協働推進課へ「避難が完了した」旨を連絡する。

■避難の完了後、別紙２「施設利用者緊急連絡網」に基づき、保護者に「避難が完了。これより、避難場所　　　　（　　　　市　　　　丁目）において、施設利用者引き渡しを行う」旨を連絡する。

**６．避難誘導**

**６－１避難場所**

■大雨・洪水時等における避難場所は、　　　　　　（　　　　市　　　　丁目）とする。

■周辺の浸水状況や利用者の健康状態等により、上記避難場所への避難が困難な場合は、本施設　　棟の２階やがけ地から最も離れた最上階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所 | 　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　ｍ | □徒歩□車両（　　）台 |
| 屋内安全確保場所 | 　　　　　　　　 |  |  |

**６－２避難経路**

■大雨・洪水時等における避難場所までの避難経路は、別紙３「避難経路図」のとおりである。

　**６－３避難誘導方法**

■施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

■避難困難者は、避難誘導を対応別にまとめておく。別紙４「対応別避難誘導方法一覧」

■避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

■避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

■避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライトジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

■避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

■浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

**７．避難の確保を図るための施設の整備**

■情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

■これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資機材一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資機材 |
| 情報収集 | テレビ、ラジオ、タブレット、携帯電話、携帯用バッテリー、懐中電灯、予備電池（懐中電灯・ラジオ） |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、携帯用バッテリー、懐中電灯、拡声器、電池式照明器具、予備電池、ライフジャケット、蛍光塗料 |
| 施設内の一時避難 | 水（１人あたり　ℓ）、食料（１人あたり　食分）、寝具、防寒具 |
| 高齢者、障がい者、乳幼児等 | おむつ、おしりふき、常備薬、おんぶひも、タオル、ウェットティッシュ |
| 浸水を防ぐための対策 | 土のう、止水板、ビニールシート |

**８．防災教育及び訓練の実施**

■毎年　月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

■毎年　月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

※訓練については、地震や火災等の避難訓練に併せて実施することができる。